

沼津市ふるさと納税お礼品についての注意事項

沼津市ふるさと納税お礼品の提供に際し、次の事項を遵守して下さい。

- 1 お礼品は、沼津市の魅力をPRし、市の産業振興や観光振興に寄与するものであること。
- 2 沼津市内の地域資源、技術等を活用したものであること。
- 3 事業者が自己又は自己の名をもって生産し、又は販売しているものであること。
- 4 品質及び数量について安定供給ができるものであること。
ただし、季節限定、期間限定の場合は、提供期間内に安定供給できるものであること。
- 5 常時、一定の品質を維持できるものであること。
- 6 資産性、換金性の高いものは取り扱わないこと。
- 7 届出のあったお礼品の変更、発送遅延、受付中止、品質及び送付過程等で事故等の問題が発生した場合は速やかに中間事業者等へ報告すること。
- 8 お礼品の品質等について苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について中間事業者等へ報告すること。
- 9 本事業で得た個人情報はお礼品送付以外の目的に使用しないこと。ただし寄附者からの申し出により商品販売等で得た個人情報は対象外とする。
- 10 食品表示法・食品衛生法等を遵守すること。
- 11 製造物責任法の対象となるお礼品協力事業者は、製造物責任法（PL）保険に加入すること。